



## 住宅改修工事で固定資産税が減額になる制度があります

▶問合せ 税務グループ ☎079(435)0358  
住宅改修に対する固定資産税の減額制度について 次の3つのいずれかの改修工事を行うことで家屋に対する固定資産税が減額されます。

### 住宅耐震改修

- ▶対象住宅 昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ▶対象工事 平成27年12月31日までに完了する次の工事で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超えるもの(平成25年3月31日までに契約した工事は30万円以上)で現行の耐震基準に適合したもの
- ▶対象面積 1戸につき120㎡までの住居部分
- ▶減額内容 工事完了の翌年度分に限り固定資産税の2分の1を減額  
※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額と同時に適用はできません。
- ▶必要なもの 建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(固定資産税減額証明書)

### 省エネ改修

- ▶対象住宅 平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅は除く)
- ▶対象工事 平成28年3月31日までに完了する次の工事で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超えるもの(平成25年3月31日までに契約した工事は30万円以上)
  - ①窓の改修工事(必須) ②床の断熱改修工事
  - ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事
 ※外気などと接するものに限る。
- ▶対象面積 1戸につき120㎡までの住居部分
- ▶減額内容 工事完了の翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額  
※新築軽減及び耐震改修に伴う減額と同時に適用は

- できません。
  - ▶必要なもの 現行の省エネ基準に新たに適合することになった住宅であることの証明書(建築士などが発行する証明書)、工事内容が分かる書類など
- ### バリアフリー改修
- ▶対象住宅 次のいずれかの条件に該当する人が住んでいる平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅は除く)
    - ①65歳以上の人 ②要介護・要支援認定を受けている人 ③身体障害者手帳や療育手帳などを持っている人
  - ▶対象工事 平成28年3月31日までに完了する次の工事で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超えるもの(平成25年3月31日までに契約した工事は30万円以上)
    - ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良
    - ④トイレの改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差解消・滑り止め ⑦引き戸への取り替え
  - ▶対象面積 1戸につき100㎡までの住居部分
  - ▶減額内容 工事完了の翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額  
※耐震改修に伴う減額と同時に適用はできません。
  - ▶必要なもの 工事内容が分かる書類または建築士などが発行する証明書など
- ◎対象となるのは、住宅の居住部分のみで土地は対象外です  
◎いずれの申請も、工事完了後3ヵ月以内に申告があったものに限りです

## 台風シーズンの到来に備えて

▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

台風は、9月以降になると南海上から放物線を描くように日本付近を通るようになります。室戸台風、伊勢湾台風など過去に日本に大きな災害をもたらした台風の多くはこの経路をとっています。  
今後は、台風による大雨、強風や高潮、台風に刺激された前線による大雨などによる被害が心配される季節です。  
被害を最小限に留めるために、本格的な台風シーズンの到来に備え、ご家庭の防災対策を強化しましょう。



- 情報収集の手段を複数確保しましょう  
予報技術の発達した現在は、台風の勢力や予測される経路などがあらかじめ知ることができず。  
適切な事前対策ができるよう、積極的な情報収集を心がけると共に、複数の情報収集手段を確保しましょう。
- 大雨、強風への備えを万全に  
大雨、強風の中での作業は大変危険ですので避けましょう。  
浸水してしまつて困るものは、2階以上へ置いておき
- 「播磨町総合防災マップ」を活用しましょう  
避難所を確認し、実際に避難所まで歩いてみましょう  
家族がばらばらの時の連絡方法や、待ち合わせ場所を決めておきましょう  
非常持ち出し品を確認したり、置き場所や、持って出る人を決めておきましょう

## 全国瞬時警報システム(アラート) 全国一斉自動放送等試験を実施します

町では、全国瞬時警報システムと防災行政無線を活用した訓練放送を行います。

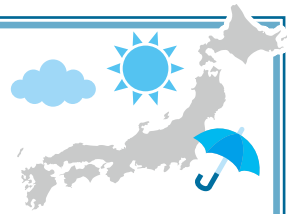
- ▼実施日時 9月11日(水)
- 1回目 午前11時
- 2回目 午前11時30分
- ▼放送内容  
「これは試験放送です」3回  
「こちらは、ぼうさいはりまちょうです」  
「チャイム」

住民の皆さまにおかれましては、防災行政無線の放送が開始されましたら、テレビやラジオの音を消す、窓を開ける、屋外に出るなど「聞き取るための行動」をとっていただきますようお願いいたします。  
アラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。町ではアラートと防災行政無線を接続し、自動的に放送するよう整備を行っています。

▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

## 気象のおはなし

### 台風について



9月になると台風が近畿地方に接近することが増えてきます。今回はニュースで使われる台風の表現について皆さんに知ってもらおうと思います。

まず、台風の定義ですが、熱帯地方で発生した低気圧のうち、最大風速が17.2m/s(メートル毎秒)を超えたものを台風と呼びます。

そして、その勢力、つまり最大風速の強さによって区分されます。最大風速が33m/s以上44m/s未満のものを「強い」、44m/s以上54m/s未満のものを「非常に強い」、54m/s以上のものを「猛烈な」と表現します。

台風の勢力とその表現	
強さの表現	最大風速
強い	33m/s以上~44m/s未満
非常に強い	44m/s以上~54m/s未満
猛烈な	54m/s以上
大きさの表現	
強風域*の半径	
大型	500km以上~800km未満
超大型	800km以上

例えば、最大風速が50m/sで、強風域の半径が700kmの台風は、「大型で非常に強い台風」と表現されます。

\*強風域=風速15m/s以上

また大きさについては風速15m/sの強風域の半径で分けられ、500km以上800km未満は「大型」、800km以上は「超大型」と表現されます。

台風には「吸い上げ効果」というのがあります。気圧が1hPa(ヘクトパスカル)下がると、海面が1cm吸い上げられます。強い台風の接近が満潮時と重なると、高潮が発生するので注意が必要です。

今はいろんなところで気象に関する情報を得ることができるので、台風が近付いているとわかったら、頻りに情報をチェックして必要な備えをしましょう!

文責/気象予報士 吉田純代

### ●こころのケア相談

(専門医による相談・予約制)  
加古川健康福祉事務所 地域保健課  
☎079(422)0003

### ●兵庫県立精神保健福祉センター

(こころの健康電話相談)  
☎078(252)4987

### ●はりまいのちの電話

14:00~翌1:00  
☎079(222)4343

### ●兵庫県のちと心のサポートダイヤル

月~金 18:00~翌8:30  
土・日・祝日(24時間)  
短縮ダイヤル #7500  
ダイヤル電話、携帯電話、IP電話、PHSの方  
☎078(382)3566

### ●いのちの電話フリーダイヤル

毎月10日 8:00~翌8:00  
☎0120(738)556

つながる・支える・いのちの心  
9月10日~16日は自殺予防週間です  
毎年9月10日は世界保健機構(WHO)が定めた「世界自殺予防デー」です。また、国の自殺総合対策大綱において、この日から1週間を「自殺予防週間」と定めています。  
これまで、自殺は個人的な問題で、介入できないものと考えられてきましたが、今日では、環境を整えることで避けることができると考えられています。  
自殺の背景には、健康の問題、職場での問題、いじめなど様々な個人的・社会的要因があります。このような要因により追い込まれ、最終的にうつ病などの心の病にかかり適切な判断ができない状況にある場合も多いことがわかってきました。自殺やうつ病などの精神疾患に対する正しい知識を持ちましょう。  
一人で悩みを抱えている人に気付いたら、本人の話をゆっくり聞き、心配していることを伝え、医療機関の受診や左記のような相談先があることを伝えてください。